第七十五条に次の一号を加える。

三　施行底地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられないもの

第七十六条第一項中「この款」の下に「（第八十条第四項第四号を除く。）」を加え、同条第四項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二章第二節第一款第四目の目名中「施行マンション等」を「再生前マンション等」に改める。

第七十九条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第八十条の見出しを「（再生前マンション等の明渡し）」に改め、同条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション又は」を「再生前マンション若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は再建敷地（隣接施行敷地を含む。）」を加え、同条第三項中「第五十八条第四項」を「第五十八条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は第七十六条の規定による供託がない場合

二　第十五条第一項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十三条第五項（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは区分所有法第七十五条第九項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がない場合

三　第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を受けた者による代金の支払又は提供がない場合について当該請求を行った者

四　次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ　第十五条の二第三項又は第十五条の四第二項（これらの規定を第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

ロ　区分所有法第六十四条の二第三項（区分所有法第六十四条の四において準用する場合を含む。）（これらの規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）

第八十一条の見出し中「建築工事等」に改め、同条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事（マンションの更新をするための工事をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第八十二条の見出しを「（再生後マンションに関する登記）」に改め、同条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加え、同条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十三条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十四条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十五条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額」を「再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額（第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権にあっては、その減価額）」に改める。

第八十六条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に改める。

第八十八条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第三項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第八十九条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行底地権」を「再生前マンション」に改め、「若しくは敷地利用権」の下に「者は」を「者、第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権を有する者若しくは隣接施行敷地権を有していた者、施行底地権を有していた者又は」に、「者の」を「者（被請求借家権者を除く。）の」に改める。

第九十条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第九十一条中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は施行再建マンション」を「若しくは再建敷地（隣接施行敷地を含む。）又は再生後マンション」に改める。

第九十二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十三条中「施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの」を「再生前マンション及びその敷地又は再建敷地並びに再生後マンション及びその」に改める。

第九十四条第一項及び第三項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第二章第三節の節名中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十七条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、「（次章を除く。以下この節において同じ。）」を削り、同条第二項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四第一項に規定するマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）に必要な協力を要請することができる。

第九十八条第一項、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第百条並びに第百一条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第百二条及び第百三条を次のように改める。

第百二条及び第百三条　削除

第百四条から第百五条の二まで及び第三章第二節から第五節までを削る。

第四章の章名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第四章第三節の節名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

第百六十一条第一項、第百六十二条及び第百六十三条第一項中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第四章第三節を同章第四節とする。

第百四十条第一項中「第百二十三条第一項の公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告（新たな売却等マンション又は売却敷地の追加に係る資金計画の変更の認可に係るものに限る。次条第一項において同じ。）」に、「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「限る。）」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等（既登記のものに限る。）」を加え、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改める。

第百四十一条第一項中「第百二十三条第一項の公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告」に改め、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を加え、「敷地の」を「敷地又は売却敷地の」に改める。